

第1章 総則

計画の目的

□大規模災害発生時に、被災市町村と連携し、国や他の地方公共団体、防災関係機関等から人的・物的支援を円滑に受け入れるための受援体制をあらかじめ整備し、迅速かつ効果的な被災者支援等を実施。

適用範囲

□県内で大規模災害が発生し、広域的な受援を受け入れる必要が生じた場合に、初動期、応急期、復旧期(初期)の対応業務について適用。

平常時からの取組・計画の見直し

□計画の実効性を高めるため、定期的に応援・受援の内容や方法を確認し、検証のための訓練等を踏まえ、計画の見直しを継続的に実施。

第2章 受援・応援体制

受援・応援グループの設置

□災害対策本部の危機管理部総務班内に、受援・応援に関する総合調整・とりまとめ業務を専任する「受援・応援グループ」を設置。

受援・応援グループの構成

リーダー：防災・危機管理課長

構成員：人事課、市町村支援課、厚生企画課等の関係所属職員

事務分掌

受援・応援に関する状況把握・とりまとめ

(「被災市区町村受援職員確保システム」(対口支援)に関する調整を含む。)

応援・受援に関わる調整会議の開催

人的・物的資源の調達・管理、県受援職員の派遣 等

県リエゾン(現地情報連絡員)の派遣

□必要に応じて、被災市町村へ情報収集等のための県リエゾンを派遣。

経験者の活用

□災害対応業務が集中する総務班や受援・応援グループ等を円滑に機能させるため、防災・危機管理課や他県等への受援派遣の経験者を追加配置。(対口支援にも活用するため、あらかじめ候補者名簿を作成。)

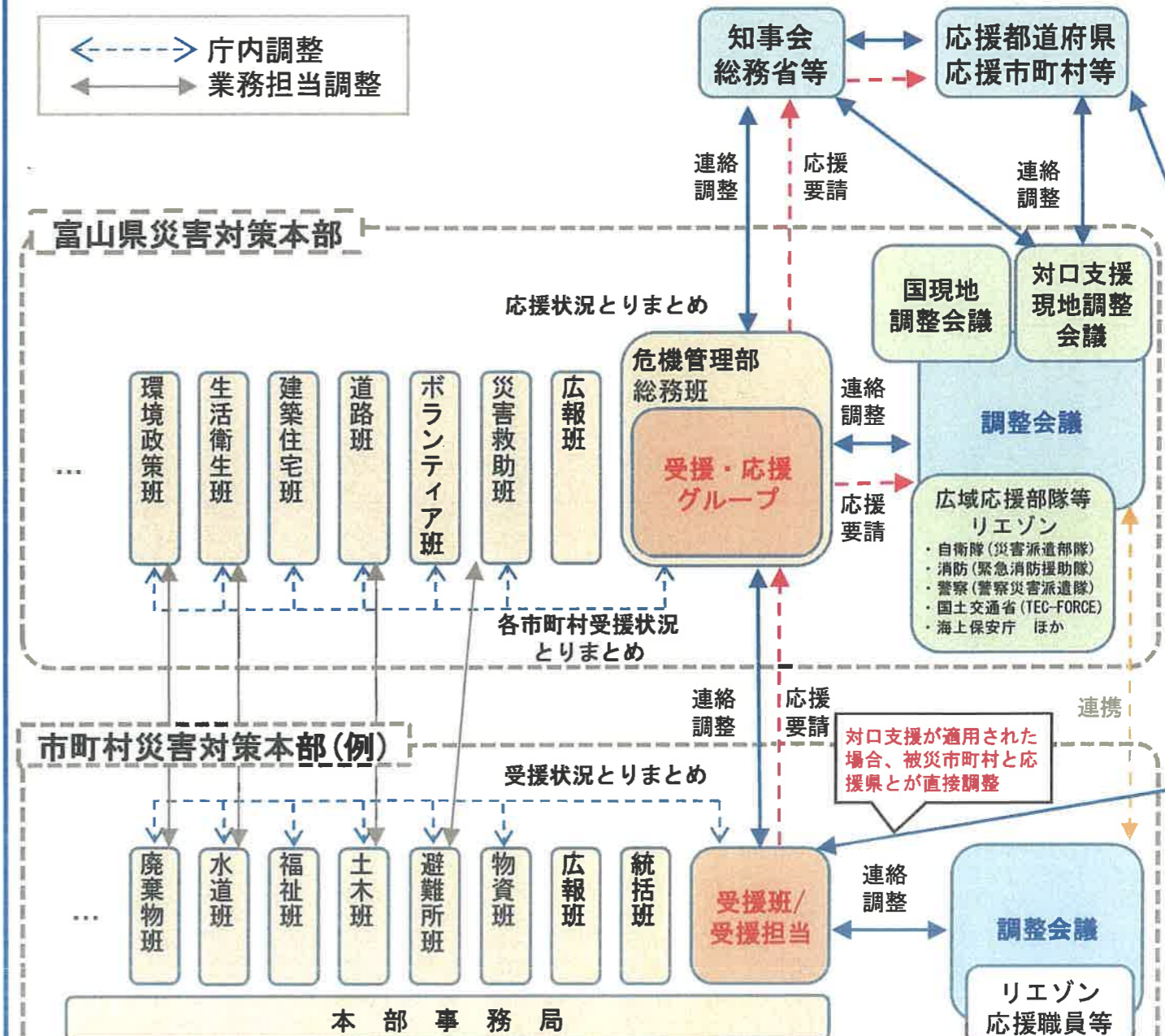
市町村における受援体制

□市町村における受援対象業務や人的・物的資源の流れ、受援組織の設置、応援職員によるマネジメント支援、受入れの配慮事項等必要事項を明記し、今後検討される各市町村の受援計画の策定を支援。

タイムラインの作成

□防災関係機関が、あらゆる人的・物的資源を最大限活用し、一体的に災害応急対策活動を行うため、「災害時における時系列の活動目標(タイムライン)」を作成。

【受援・応援の全体イメージ】



第3章 人的支援の受入れ

人的支援の全体像

- 国、地方公共団体、民間団体やボランティアなど、多様な主体により実施される支援を円滑に受け入れるため、人的支援の全体像を整理。

広域応援部隊の受入れ

- 応援部隊(自衛隊、消防、警察、国土交通省(TEG-FORCE)、海上保安庁)の活動拠点候補地・進出拠点をあらかじめリストアップ。
- 被害状況や拠点候補地の使用可否等を踏まえ、各応援部隊のリエゾン等で構成する「調整会議」を開催し、展開方針や活動拠点を決定。
- 各応援部隊に対して速やかに応援要請できるように要請手続きを整理。

保健医療活動チーム及び福祉・介護職員等の受入れ

- 県災害対策本部に災害医療全体をコーディネートする災害医療対策チームを設置し、全国からのDMAT、DPAT、DHEAT等の保健医療活動チームの受入れ体制を整備。
- 要配慮者(高齢者、障害者、乳幼児、外国人等)を支援する福祉・介護職員等の受入れ体制を整備。

自治体職員の受入れ

- 平常時より、災害時に必要な人員をあらかじめ試算し、災害時は、必要となる業務や人員を的確に把握し、全国からの応援を受入れ。
- 被災市町村への応援は、まずは県職員及び県内市町村職員の派遣について調整し、十分対応できない場合には、「被災市区町村応援職員確保システム」による「対口支援」を積極的に活用。
- 市町村で災害時に新たに発生する業務(避難所の運営、住家被害認定調査、罹災証明発行、応急危険度判定等)について、市町村からの支援要請に基づく全国からの応援職員を派遣要請・受入れ・調整。

災害救援ボランティアの受入れ

- 県ボランティア本部や市町村ボランティアセンターにおいて、全国からの様々な分野のボランティアの受入れ体制を整備。

第5章 その他の受援

輸送ルート確保・ヘリ運用調整

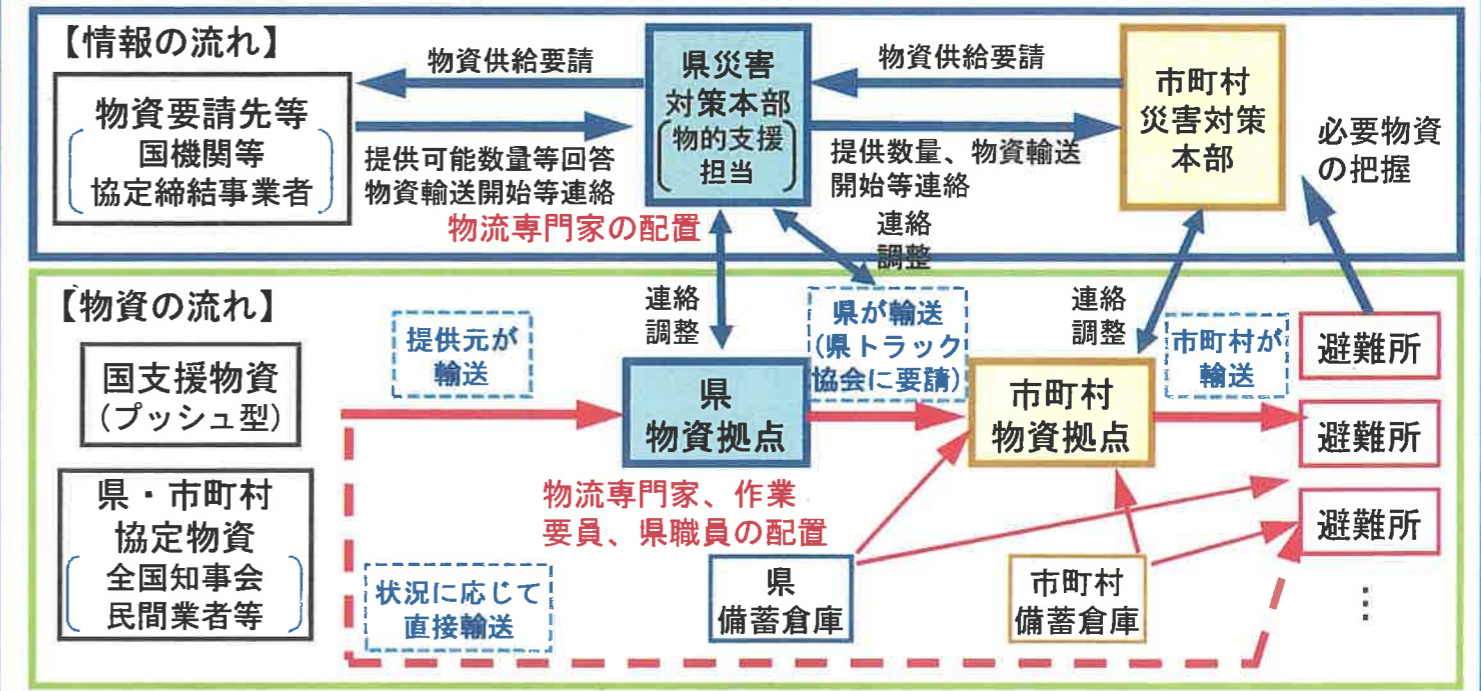
- 物資等の円滑な輸送のため、陸・海・空の緊急輸送ルート確保。
- 全国から派遣される多数のヘリコプターの運用について調整。

第4章 物的支援の受入れ

物的支援の全体像

- まずは、市町村・県備蓄物資を供給し、不足する場合には、協定先(全国知事会、民間事業者等)へ支援要請。
- 被災自治体の要請を待たず実施される国プッシュ型支援物資を受入れ。

物的支援の枠組みと流れ



物的支援担当や物流専門家の配置

- 県物資拠点の開設・運営、物資輸送を速やかに行うため、受援・応援グループ内に関係職員からなる物的支援担当や物流専門家を配置。

支援物資拠点の選定・運営

- 県・市町村は、あらかじめ物資拠点候補施設をリストアップし、拠点運営等に係るマニュアルを作成。
- 被災状況等を確認し、施設の特性を踏まえ最適な施設を選定。
- 物的支援担当は、拠点に運営責任者(職員)を派遣し、作業要員や資機材を確保。運営責任者は、連絡調整等を行い、拠点運営を実施。

燃料・電力・ガスの供給

- 防災活動拠点などの重要施設や緊急通行車両への燃料を優先供給。
- 庁舎や災害拠点病院など優先供給施設への電力・ガスを臨時供給。

地域防災計画（雪害編）の改定について（報告）

平成30年の大雪を踏まえ、県総合雪対策推進会議で協議された課題と対応方針、国の防災基本計画の修正などを反映し、県防災会議による書面表決により平成30年11月30日付けで県地域防災計画（雪害編）を一部改定しましたので、富山県防災会議運営規程第4条に基づき報告いたします。

（改定概要）

【道路】

- 予防的な通行規制や集中除雪
 - 道路管理者は、特に集中的な大雪時においては、道路ネットワーク全体として通行止め時間の最小化を図ることを目的に、車両の滞留が発生する前に関係機関と調整の上、予防的な通行規制を行い、集中的な除雪作業に努める。
- 除雪オペレーターの確保
 - 安定的な除雪体制の維持のため、除雪機械を運転する除雪オペレーターの確保に努める。
- 冬期道路情報の収集・提供の強化
 - 立ち往生等の発生が懸念されるリスク箇所について広報媒体等を用いて周知する等、適時適切な情報提供を行う。

【鉄道】

（あいの風とやま）

- 利用者に対して、列車運転取りやめや遅延情報の迅速な提供
 - ホームページ、駅設置の旅客案内ディスプレイ、「あいトレ」にて、運行情報の提供を行うと共に報道機関に対して運行情報を提供しご利用者への情報提供に努める。
- 全区間運休の回避（運転再開可能区間の部分運行）
 - 輸送の確保として、運休となった場合でも、部分的な運行再開を検討する。

（JR西日本金沢支社）

- 気象予報や積雪量などの情報収集
 - 現地の降雪状況や気象予報会社からの降雪予測情報等を基に除雪計画や運行計画を立てる。また、予報のエリアを細分化し、よりきめ細やかな運行計画の策定に活用する。

【バス】

- 運行情報の利用者への迅速な提供
 - バス事業者は、全線の運行を把握し、利用者に対し的確に情報提供できるようバスロケーションシステム等情報収集連絡体制の整備と報道機関との連絡体制の整備を図っておく。

【地域】

- 地域の除排雪活動が可能な人材の確保
 - 県は市町村に対し、地域ぐるみ除排雪活動体制づくりのため、小型除雪機械の整備や運転者講習等の経費について助成する。

【学校】

- 迅速な安全措置の決定、連絡
 - 始業・終業時間の調整や臨時休校等の安全措置をとる場合は、決定、連絡を迅速に行う。